大規模行為景観形成基準に基づく配慮事項(土地の区画形質の変更)

	事	項	景	観	形	成	基	準	配	慮		の	内		容
			イ,	性の尊重,周辺との調和) 市町村条例との整合					れた景 イ 高屋	の個性及び特性 観の形成を図る、 町白市の一部以 に該当はありま1	こと。			調和に配慮し	、優
大規模行為に共通する事項	(-)	1)基本的	工,	周辺のぼす可観検証	『能性が				め、事に、そ	に定める行為に 前に、当該行為 の周辺地域の状 ラフィックス等 と。	に係る計画に 況を、パーフ	の内容	書及び理由書	を準備すると 写真、コンヒ	とも
	(2)位 置	· T	*	景勝地の計画の	行為地				ないよう 選定に当 (7)自 (イ)広 (ウ) 地	地域及びその周: 、また、主要なたって、特に配成 然公園法等に基づいまで表する計 場場を代表する歴ではないで、景勝地等	展望地からの ますること。 づく指定地域 景勝地 史的建造物等	D 眺望の	妨げにならな	いよう、行為	地の
			ウ, エ,	優れた 合の保 主要幹 行為地 合、稜綱	会に対 線道路 地が山稜	ける暦 3等から その近像	記慮 5の後3 第にある	退る場	イ 行為 に配慮 ウ 行為 は、で エ 行為	地が歴史的建造にた位置となる。 地が主要幹線道 きる限り当該道 地が、山稜の近 ら低い位置とする	物等の優れたよう配慮する は路又は景勝 路等から後退 傍にある場合	こと。 地等に した位置	通じる主要道師 置とすること。	路等に接する	場合
	(3) 敷 緑化	対地の	イ,	敷地内 既存権 周辺権 生け垣 い	木の修	景への調和は	で配慮								
	(4) ~	-の他	イ, ウ, エ,	敷地内 調和 屋外駅 産外駅 屋外駅 テーター その他	注車場の 発明の光 間間中の	出入口			施設に イ 屋外 等を設 ウ 屋外 エ 行為	の建築物、工作 ついては、施設所 駐車場は、でき け、道路から直接 照明は、過剰なかの期間中は、敷 周囲の道路等から	間の調和及びる限り出入に 安見通せない 光量とならな 地周囲の緑化	周辺の対 コを限定 構造と一 はいよう配 とや工事	景観との調和に するとともに すること。 配慮すること。 な塀等による修	配慮すること	さく
土地の区画形	及び材料							記	ア 長大な法面、擁壁等を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 (7) こう配は、できる限り緩やかなものとする。 (4) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。 (ウ) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。						

質		による修景					
0)		イ、跡地利用計画を考慮した行為	イ 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、				
変		の実施、行為終了後の速やかな	速やかに当該計画を実施すること。				
更		計画の実施					
		ウ、行為終了後の緑化等による速	ウ 前記イの場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよ				
		やかな修景	う、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和し				
			た緑化等により速やかな修景を行うこと。				
		ア、土地の不整形な分割又は細分	ア 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。				
	(0) 7. 11h	化を避けるための配慮					
	(2)その他	イ、埋立て又は干拓に当たっての	イ 埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和する				
		護岸,堤防等の工夫	よう形態、素材等を工夫すること。				